

新潟市水道局職員の運転免許証取得助成要綱

平成29年3月29日制定

平成29年4月1日施行

令和元年5月1日改正

令和3年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市水道局職員の運転免許証取得助成に関する必要な事項を定め、運転免許証の取得を行う職員に対して受講料等の助成を行うことにより、職員の運転免許証取得を推奨し、職務遂行能力の向上に資することを目的とする。

(対象職員)

第2条 この要綱において助成の対象となる職員は、新潟市水道局職員（会計年度任用職員、再任用職員及び助成を申し込みする会計年度に退職する職員を除く）とする。

(助成の内容)

第3条 この要綱において助成の対象となる運転免許証は、別表に定めるとおりとし、助成額はその取得にかかる費用（取得のために必要とされる最低限の講習及び試験料等に係る費用）の額を上限とし、予算の範囲内で助成する。

(助成の申し込み)

第4条 助成を希望する職員は、所属長をとおして運転免許証取得助成申込書（別記様式第1号）を新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）あてに提出しなければならない。

(助成対象者の認定)

第5条 管理者は、前条の助成申込書を審査の上、予算の範囲内で助成対象者を認定し、運転免許証取得助成対象者認定（却下）通知書（別記様式第2号。以下「認定（却下）通知書」という。）により速やかに所属長及び本人に通知しなければならない。この場合において、前条の規定により申し込みした日の属する会計年度の末日までに当該職員が運転免許証を取得するこ

とができなかったときは、当該認定はその効力を失う。

2 管理者は、前条の助成申込書を審査の上、助成が適当と認められないときは、却下の決定をし、認定（却下）通知書により速やかに所属長及び本人に通知しなければならない。

（助成金の交付申請）

第6条 前条に定める助成対象者としての認定を受け、第3条に定める運転免許証を取得した職員は、当該運転免許証を取得した会計年度内に、運転免許証取得助成金交付申請書（別記様式第3号）に当該運転免許証の取得を明らかにした書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

（助成金の決定）

第7条 管理者は、前条の申請があったときは、前条の申請書を審査の上、助成金交付の可否を決定し、運転免許証取得助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第4号）により速やかに当該職員に通知するとともに、第3条に定める助成金を交付する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の運転免許証取得助成の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

準中型運転免許証（普通運転免許証取得者が取得する場合及び準中型車は準中型車（5 t）に限る免許の条件等を解除する場合に限る）

中型運転免許証（AT車に限る免許の条件等を解除する場合に限る）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

新潟市水道事業管理者 様

所属長

運転免許証取得助成申込書

新潟市水道局職員の運転免許証取得助成要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

対象職員の職・氏名	
取得を希望する運転免許証の種類	
受講を予定している教習所等	

※添付書類 現在所持している運転免許証の写し

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

様

新潟市水道事業管理者

水道局長

運転免許証取得助成対象者認定（却下）通知書

年 月 日付けで申込のあった運転免許証取得助成については、新潟市水道局職員の運転免許証取得助成要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり助成対象者として認定（却下）をしたので通知します。

記

対象職員の職・氏名	
取得を希望する運転免許証の種類	
受講を予定している教習所等	
認定条件等 (却下の理由)	

年 月 日

（宛先）

様

新潟市水道事業管理者

水道局長

運転免許証取得助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった運転免許証取得助成金については、新潟市水道局職員の運転免許証取得助成要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 取得した運転免許証の名称
- 2 運転免許証取得年月日
- 3 交付決定額（不交付の理由） _____ 円
- 4 その他